

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る
やむを得ない事情についての確認申請書

税務署受付印

		※整理番号	
平成 年 月 日	住所	〒	
	(フリガナ)	電話 - -	
税務署長殿		氏名	Ⓜ
下記の事情により確認を受けたいので、租税特別措置法施行令		第2条の28第1項の規定により、この	
旨申請します。		第2条の33	
賃金の支払者	名称		
	所在地	〒	電話 - -
勤務先	名称		
	所在地	〒	電話 - -
事務代行先	名称		
	所在地	〒	電話 - -
受入機関の営業所等	名称		
	所在地	〒	電話 - -
災害・疾病その他これらに類するやむを得ない事情の詳細等	・当該事情が生じた年月日（ 年 月 日） ・当該事情の詳細 []		
その他参考となるべき事項	・貯蓄の種類（ ） ・契約日（ 年 月 日） ・契約者番号（ ）		
添付書類の名称			

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※税務署処理欄	起案	. .	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁	. .							申請者への 通知年月日	. .	
	(摘要)							通知書	所轄署への 送付年月日	. .	

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情 についての確認申請書の記載要領等

- 1 この申請書を提出できるのは、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情が生じたことにより、財形年金貯蓄を払出したり、又は財形年金貯蓄契約（生命保険、損害保険、生命共済又は郵便年金に係るものに限り、）を解約した場合に、そのやむを得ない事情についてあなたの住所地の所轄税務署長の確認を受け、これを財形年金貯蓄の受入金融機関の営業所等に提出することにより、財形年金貯蓄について既に支払済みの利子等や支払われる解約返戻金等に係る差益を非課税とする適用を受ける場合です。
- 2 災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情には、震災、風水害等の天災及び火災等の人為的災害で自己の意思によらないものを含みますが、婚姻、出産、入学及び就職等は含まれませんので注意してください。
- 3 この申請書は、正副2部を作成し、災害、疾病その他これらに類する事情が生じたことを明らかにする書類を添付の上、あなたの住所地の所轄税務署に提出してください。
- 4 この申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「賃金の支払者」欄には、『給与所得者の扶養控除等申告書』を提出した給与等の支払者を記載してください。
 - (2) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先について記載してください。
 - (3) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に勤労者財産形成年金契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものについて記載してください。
 - (4) 「受入機関の営業所等」欄には、財形年金貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所について記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。